

# UBC情報

No. 131

Selected Clients & Professionals Relationship



発行日 2011年5月2日(月)  
発行元 (有)ユービーシー経営  
河野会計事務所  
〒755-0036  
宇部市北琴芝 1-6-10  
Tel:0836-33-6717  
Fax:0836-33-6753



## 4月から開始される法律や制度等は

租税特別措置や子ども手当……つなぎ法案により、優遇税制は3ヵ月、子ども手当は6ヵ月、現行のまま延長されました。

太陽光発電促進付加金の負担開始……太陽光発電により自宅等で使う電気を上回る発電をした場合、電力会社が買い取る「余剰電力買取制度」が開始され、その買取費用は「太陽光発電促進付加金」として電気の利用者全員が負担することになります。4月分の電気料金から負担が開始されます。

障害年金加算改善法……障害年金の加算について、受給権発生時点で生計維持している配偶者や子がいる場合だけではなく、受給権発生後に配偶者や子を有することとなった場合も加算の対象になります。

自賠償保険料の引上げ……すべての自動車やバイクの所有者に加入が義務付けられている自賠償

保険の保険料が平均で11.7%上げられます(車種によって引上げ率は異なります)。

次世代育成支援対策推進法……仕事と子育ての両立を図るための「一般事業主行動計画」の策定と都道府県労働局への届出、公表、従業員への周知について、義務の対象が「従業員101人以上」の企業に拡大されます。

古物営業法施行規則の改正……古物商が買受けを行う際の本人確認義務等が強化され、「書籍」や「CD・DVD等」についても、売った値段にかかわらず本人確認を求められることとなります。

事業用自動車での飲酒チェック義務化……トラックやタクシーなどの事業用自動車の運転者に対し、酒気帯びの確認を行うため、点呼時にアルコール検知器を使用することが義務化されます(震災の影響により実施時期を5月に延期)。



## 期中に役員給与を減額する場合は



東日本大震災の影響を多くの企業が受けており、役員給与の減額を検討される方もいると思います。

事業年度の中途に役員給与を減額できる？

役員給与を損金に算入するためには原則、定期同額給与(支給時期が1ヵ月以下の一定期間毎で支給額が同額)であることが必要です。

定期同額給与の額を改定する場合は、通常、決算後3ヵ月以内に開催する株主総会の決議により改定する必要がありますが、業績悪化に伴い事業年度の中途に減額した場合、「経営状況が著しく悪化したことなどやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情」であれば、減額後も定期同額に該当し全額損金算入となります。

ただし、「経営状況が著しく悪化」の明確な基準はなく、個々の実態により判断することになりますが、役員給与を減額せざるを得ない客観的な事情がなければなりません。

「経営状況が著しく悪化」に該当する事由は

財務諸表の数値が相当程度悪化した場合や、経営悪化により従業員の賞与を一律カットせざるを得ないような状況にある場合、または第三者である利害関係者（株主、債権者、取引先等）との関係上、役員給与を減額せざるを得ない事情が生じている場合などが「経営状況が著しく悪化」に該当します。

一方、利益調整目的や、一時的な資金繰りの都合、単に業績目標に達しなかったことなどによる減額は認められません。「著しい悪化」に該当しない状況で減額した場合は、減額後の金額が定期同額の基準となり、減額前の給与のうち減額後の額を超える部分が損金不算入となります。



## 関心が高まっている「地震保険」



地震保険は、地震・噴火やこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没または流出による損害を補償する地震災害専用の保険で、対象は居住用の建物と家財（生活用動産）です。

火災保険に付帯する方式での契約となり、火災保険の保険金額の30%～50%の範囲内で地震保険の保険金額を決めることができます。

保険の対象である建物・家財が全損、半損、または一部損になったときに保険金が支払われます。

なお、地震保険料控除により、所得税は最高5万円、住民税は最高2万5千円を総所得金額等から控除できます。



## 税務署から“お尋ね”や“呼び出し”が！



所得税の確定申告が終わり、税務署では申告書の単純な記載ミスや内容の誤り、添付書類の不足などのほか、法定調書などから申告漏れの疑いがあれば、書面などで“お尋ね”や関係書類を持参して来署を依頼するケースがありますが、このような書面が届いたら、ご相談ください。

なお、税務署からお尋ねや税務調査の連絡が来る前に、申告税額が少ないことに気が付いたときには、自主的に「修正申告」をすれば延滞税だけで加算税（10%以上）はかかりません。

## 【建設業界ニュース】



### 多様な総合評価入札を来年度、試行拡大へ～国土交通省

国土交通省は11年度から、直轄工事の入札で地域建設業や下請企業などに配慮した多様な総合評価方式の試行拡大に取り組む方針を固めた。下請の見積もり金額を踏まえた入札方式（下請見積もり提出方式）の試行を新たに開始する。下請企業などの地域貢献度を評価する「地元企業活用審査型」と、基幹技能者の優先配置などを評価する「特定専門工事審査型」の二つは試行を拡大する方針である。建設産業の再生方策を検討している有識者会議「建設産業戦略会議」で最終決定する。

# UBC社福情報

No. 131

Selected Clients & Professionals Relationship



発行日 2011年5月2日(月)  
 発行元 (有)ユービーシー経営  
 河野会計事務所  
 〒755-0036  
 宇部市北琴芝1-6-10  
 Tel:0836-33-6717  
 Fax:0836-33-6753

## トピックス

### 子ども・子育て新システム(案)示される

「子ども・子育て新システム検討会議」の幼保一体化ワーキングチームにおいて、「こども園」を含む幼保一体給付における保育の必要性の認定基準など、具体的な制度設計案が示されました。保育の必要性を認定する際の認定事由については、まず国が「事由」「区分」「優先利用」に関する認定基準を策定し、それに基づき市区町村が審査して利用者を認定することとされました。

認定基準	事由	就労	フルタイムのほかパートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労を対象とする 一時預かりで対応可能な極めて短時間な就労は除く
		就労以外の事由	保護者の疾病・障害、産前産後、同居家族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等を対象とする 現行の政令で定められている「同居親族等が保育できない場合」という条件は、外す又は必要度を低くする方向で検討する
			その他、市町村が独自の基準で定める事由で可能とする
	区分	月単位の保育の必要量に関する区分(2区分程度(「長時間利用」及び「短時間利用」))を設定する	
	優先利用	虐待事例の子ども、ひとり親家庭の子ども等	
認定手続	市区町村は認定基準に従って審査を行い認定を行い、また、これとあわせて保護者負担の区分も決定する		
	市区町村は、認定を行った利用者(保護者)に対して、認定証を交付する		
	認定証には、事由、区分、優先利用及び保護者負担の区分を記載する		

そのほか保護者との契約について、施設では「正当な理由」がない場合を除いて応諾義務が課せられます。正当な理由としては「定員に空きがない」「定員以上の応募がある」「定員に空きがあっても特別な支援を必要とする場合で、受け入れ体制が整わない場合」が挙げられています。定員以上に応募がある場合には選考を行います。保育の必要性の認定を受けない場合、抽選や先着順、建学の精神等、設置者が定める方法となりますが、その基準は情報開示しなければならないこととされました。

政府は今国会に新システムに関する法案を提出する予定ですが、会議では問題点として、国と市区町村の裁量や応諾義務の仕組みなど、大きく以下の4点が挙げられました。

保護者からの上乗せ徴収  
市区町村の責務

利用保障と応諾義務  
3歳未満児の保育の扱い

まだ不明点も多いため、今後の議論と方針に注視していく必要があります。

(参考:3月14日遊育・福祉新聞)

## トピックス

### 介護保険法改正案閣議決定される

政府は11日、新たなサービス創設を盛り込んだ介護保険制度の制定に向け、介護保険法等改正案を閣議決定しました。この改正案は65歳以上の介護保険料の上昇を抑えるための基金の活用など、大きな改

正が盛り込まれた内容となっています。今後今国会で成立すれば、一部の内容を除き2012年4月1日に施行する予定となります。主な改正内容は下の通りです。

しかし、介護需要増大から今後上昇し続ける介護保険料や介護職員処遇改善費の財源確保、介護療養型病床の廃止に伴う退院後の高齢者の受け入れ先の確保など課題は山積しており、政府の対応を注視していく必要があります。

(参考：3月11日東京新聞)

#### 新たなサービス類型の創設

訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら短時間の定期巡回を実施するほか、利用者からの通報に応じてサービスを提供する随時対応も行われます。サービス提供体制については、一事業所が訪問介護と看護を併設する方式でも、訪問介護事業者が他の訪問看護事業者と緊密に連携して提供する方式でも可能とします。

また複合型サービスでは小規模多機能型居宅介護と訪問看護の両サービスを組み合わせ、いずれも地域密着型サービスとして創設します。

#### 社会医療法人の特養設置を解禁

第一種社会福祉事業である特別養護老人ホームや養護老人ホームを社会医療法人でも設置可能とします。

#### 自治体による主体的な取り組みの推進

市町村が定める地域密着型サービスの独自の介護報酬について、基準額以上を設定する場合でも一定の範囲内ならば厚労相の認可なしに報酬設定が可能とします。

#### 介護保険料上昇の抑制

65歳以上の月額介護保険料は全国平均で12年度から最大で、約5,200円になる見込みで、これを5千円程度に抑制するために、12年度に限って都道府県の「財政安定化基金」を取り崩せるようにします。

### 被災した介護事業者の介護職員処遇改善交付金に関するQ & A通知発出

厚労省老健局は3月25日、東北地方太平洋沖地震と長野県北部の地震により被災した介護保険事業者の介護職員処遇改善交付金の取扱いに関するQ & Aを、事務連絡で通知しました。

厚労省ではこのほかにも、被災者の社会福祉施設への受け入れや介護職員等の被災地への職員派遣、また社会保険料や労働保険料の納期限延長など、このたびの震災に伴う様々な取扱いに関する通知等を発出しています。上記事務連絡を含め、厚労省HPの「東日本大震災関連情報」の「厚生労働省から発出した通知」から全文がご覧いただけます。社会福祉法人の決算時期と重なることもあり、新会計基準の発出と併せ、確認が必要と考えられます。

参照：厚労省（HP）

#### 「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した事業者に係る介護職員処遇改善交付金の取扱いについて」(H23.3.25事務連絡)から

内容	対応（通知の概要）
賃金改善計画における改善実施期間内の賃金改善が困難となった場合の取扱い	賃金改善実施期間を23年3月又は4月までに設定している交付金対象事業者が被災した場合、賃金改善計画内の交付金の従業者への支給が困難となり、かつ期間を超えて交付金の従業者への支給がなされることが見込まれる場合、都道府県の判断において、22年度の賃金改善実施期間を超えて支給された交付金の額を22年度の賃金改善額として認めて差し支えない。
交付金対象事業者の実績報告書の取扱い	交付金の賃金改善の実績は5月末までに都道府県に対して実績報告書を提出することになっているが、都道府県の判断において提出期限を適宜延長することができる。